

第48回官民競争入札等監理委員会
議 事 録

第48回官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時 平成21年5月15日(金) 13:36～14:33

場 所 首相官邸4階 大会議室

1 開会

2 審議

議題1 公共サービス改革報告書案について

議題2 実施要項案について

・東京国立博物館等の施設管理・運營業務

議題3 公共サービス改革基本方針改定案について

3 閉会

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、前原委員、森委員、吉野委員、渡邊委員

(政府)

麻生総理大臣、河村官房長官、与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣、岡本内閣府大臣政務官

(事務局)

藤岡内閣府審議官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第48回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、最初に公共サービス改革報告書（案）について御審議をいただきます。監理委員会の3年間の活動を総括して、将来につなげるという報告書でございます。これにつきまして、事務局からまず御説明をお願いします。

○佐久間事務局長 監理委員会事務局長の佐久間でございます。

お手元の資料の1-1、A4横長の緑色の印刷のものでございます。これを御覧ください。

公共サービス改革法の施行と同時に本委員会も設立されましたが、当初任期の3年間というひと区切りを迎えるのを機に、とかく硬直的になりがちなお役所仕事を改め、国民目線に立った公共サービスへの転換を目指すという観点から議論が行われてまいりました。

表紙裏の1ページに、参考といたしまして、本委員会の担う役割をまとめてございます。

2ページから4ページまで、3年間の活動実績をまとめてございます。

まず、これまで官民競争入札等の対象といたしまして82事業を選定しております。このうち48事業が入札済みでございますが、約100億円の削減効果を発揮しております。

1枚おめくりいただきたいと思います。既に実施されております事業におきましては、民間事業者によりさまざまな工夫がなされております。下の方に記載されております事例は、効率性の向上、サービスの確実性の向上、利用者満足の向上といったようなものに結び付くものでございます。

4ページを御覧ください。地方公共団体におきます取組の進展をまとめております。

また、1枚おめくりいただきたいと思います。以上、御覧いただいたような成果はありますものの、本委員会としてはそれに満足しているものではございません。

まず、左肩の（1）にありますように、各府省自ら事業選定を行った事例は極めて限定的でございました。

次に、事業の実施方法を抜本的に見直し、民間事業者の創意工夫を引き出そうとする姿勢に乏しい事例が多くみられました。

さらに、業務分析あるいはコスト管理といった取組が不足しておりまして、民間に実施をゆだねるに当たっての情報開示の妨げとなっているということがございます。

下の6ページの方を御覧いただきたいと思います。公共サービス改革は、国、地方を問わずいかなる時代においても重要なテーマであると認識しております。これを踏まえて、5つの提言を掲げさせていただきます。

提言1では、政治レベルでの大きな方向性の提示が必要であるとしております。

提言2では、各府省の自己点検を促すため、新たに各府省は公共サービスに関する見直し案を策定することといたしまして、監理委員会がその内容を各府省のトップレベルより聴取いたし、評価・公表をいたすということでございます。仮にこの見直し案が不十分であれば、本委員会の権限でございませぬ勧告を行うなど、取組の強化を促します。

その他、広報の強化、幹部・職員の意識改革などを取り上げております。

最後のページを御覧いただきたいと思います。ここに施設管理などの分野を例示的に取り上げま

して、官民競争入札等の活用について具体的な方向性を示しております。報告書の概要は、以上でございます。

また、報告書の別添といたしまして、本編の資料1-2の82ページ以下でございますが、スコアカードを付けて公表いたします。残念ながら、ここで3段階のうち一番良い緑はなく、黄色が4省のみで、残りはすべて赤ということになってございます。

説明は以上でございます。

(報道陣入室)

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本報告書(案)を監理委員会の公共サービス改革報告書とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 異存がないということで、本報告書を公表サービス改革報告書とさせていただき、これを麻生総理に私の方から手交させていただきますので、よろしくお願ひします。

(落合委員長から麻生内閣総理大臣へ報告書の手交)

○落合委員長 それでは、ここで麻生総理大臣から御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○内閣総理大臣 監理委員会の皆様におかれましては、3年間にわたりましていろいろ取り組んでいただきました成果として「公共サービス改革報告書」をまとめていただき、心より感謝を申し上げます。

この報告書によりまして公共サービスの改革の、いわば「指南役」として活動していただきました監理委員会の方から、政府におけます公共サービスが抱える課題と、その改革の道筋をいろいろお示しいただいております。

公共サービスの改革はまだまだ改善の余地があるということは、政府としても十分に認識をしております。この取組を更に進めていく必要があるんだと思っておりますので、更に各役所に対して改善に一層取り組むように督励していかねばならないところだと思っております。

したがいまして、監理委員会におかれましては、各府省の取組案をいろいろ聴取していただいた上で、この評価、今、黄色、赤といろいろ出ておりますけれども、その評価を年内にも御報告いただきますように、改めてお願ひを申し上げます。

委員長を始め、皆様方には今後ともお力添えを賜りますようによろしくお願ひを申し上げます。

ありがとうございます。

(報道陣退室)

○落合委員長 どうもありがとうございました。

それでは、公共サービス改革の一層の推進に向けまして、どうかよろしくお願ひいたします。

麻生総理大臣、河村官房長官、与謝野大臣はほかの御予定がございますので御退席されます。ありがとうございます。

(麻生総理大臣 河村官房長官 与謝野大臣退室)

○落合委員長 続きまして第2番目の議題でありますけれども、実施要項案の審議ということでございます。東京国立博物館等の施設管理・運営業務の実施要項案であります、この実施要項案について本委員会で議を行うということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 異存がありませんので御審議をいただきたいと思っております。

これにつきましては、入札監理小委員会で審議をしていただいていたわけですので、小林副主査の方から審議の経過につきまして御報告をお願いします。

○小林委員 では、資料2-1に基づきまして報告いたします。

この東京国立博物館等施設管理・運営業務は、平成21年10月から2年6か月の契約によって落札者による事業を実施する旨が定められております。これにつきまして、入札監理小委員会において主に2つの大きな論点について話し合いをいたしました。

1点目は、「対象業務の範囲について」でございます。この対象業務は、施設管理運営業務でございます、その中にそれとは別に監視等業務という接客業務全般がございます。この接客業務全般につきまして、外部委託を現在されているところでございますけれども、この業務についても対象業務に含めたらどうかということで審議をいたしました。

この審議の結果として対応を検討いたしました結果、この監視等業務につきましても入札の対象に含めるということで審議をいたしましたが、本年10月からの事業開始ということは事実上、困難であるということから、今回の実施要項には含めず、本業務とは別契約として平成22年4月から事業を開始するように委員会で競争入札を実施することといたしました。

2点目は、「サービスの質の設定について」でございます。サービスの質として、「一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生」と「東博等運営に重要な影響を与える事象」がないことを当初、要求水準としておりましたけれども、本業務の主な目的というのは、極めて日本国の重要な文化財の保存と、それを享受する来館者の快適性を確保することにあるということで、この点について、より具体的な質の設定を行って、受託事業者に対して事業の重要性について質を明確にすべきではないかということで審議をいたしました。

その結果といたしまして、展示場及び収蔵庫について、それぞれ温度と湿度の設定で、温度につきましては $23^{\circ}\text{C}\pm 1^{\circ}\text{C}$ 、湿度につきましては $55\%\pm 5\%$ というふうに明確に設定いたしまして、それを確保することとしてサービスの質を数値化して、受託者に対する要求水準を明確化にいたしました。以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして監理委員会として了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 異存がありませんので、公共サービス改革法第14条第5項の規定に基づきまして付議されました本実施要項案については、本委員会として異存はないという取扱いにしたいと思います。

宮澤副大臣、岡本大臣政務官につきましては、ほかの御予定がおありになるということですので、御退席されます。本当にありがとうございました。

(宮澤副大臣 岡本大臣政務官退席)

○落合委員長 そういたしますと、本日最後の議題ということになりますが、「公共サービス改革基本方針改定案」についての審議ということであります。

本件につきましては、委員同士で率直な議論を行う必要があるということで、これは本委員会の運営規則第5条の定めに基づいて非公開ということにさせていただきたいと思います。この審議につきましては後日、議事要旨を公開するということにしたいと思います。

(以上)